

川崎市指令環廃 第128号

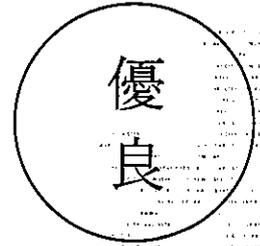
許可番号 第05720000920号

産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏名 日本ダスト 株式会社

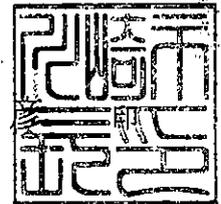
代表取締役 吉野 建介 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和7年11月28日

川崎市市長 福田 紀



許可の年月日 令和7年12月1日

許可の有効期限 令和14年11月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮・梱包、破碎・分離)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
- (オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
- (ク) がれき類 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮・梱包に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類 (軟質な廃プラスチック類に限る。)、(イ) 紙くず
- 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 破碎・分離に係るもの

- (ア) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)
- 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 制限

- ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、破碎機No.1に係るものは硬質系の廃プラスチック類、破碎機No.2に係るものは紙くず、木くず及び繊維くず、破碎機No.3に係るものは金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、及びがれき類、破碎機No.4に係るものはゴムくずに限る。
- イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

2 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記入すること。
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和7年12月1日 更新許可

令和7年12月1日 優良認定

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎機 No. 5) (設置年月日 令和 5 年 6 月 1 日) (許可年月日 令和 5 年 5 月 15 日) (許可番号 第 1262 号)	63.9 t/日 (金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類) 45.0 t/日 (紙くず、木くず、繊維 くず) 48.6 t/日 (廃プラスチック類) 41.4 t/日 (紙くず) 61.2 t/日 (木くず) 16.2 t/日 (繊維くず) 63.0 t/日 (金属くず) 73.8 t/日 (ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず) 67.5 t/日 (がれき類)	川崎市川崎区夜光三 丁目 3 番 8 (3060 m ²)
イ 破碎施設 (破碎機 No. 1) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1185 号)	30.2 t/日 (廃プラスチック類 (硬 質系廃プラスチック類に限る。))	川崎市川崎区白石町 3 番 4 4 ほか (5067 m ²)
ウ 破碎施設 (破碎機 No. 2) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1186 号)	29.3 t/日 (紙くず、木くず、繊維 くず) 27.2 t/日 (紙くず) 30.1 t/日 (木くず) 27.0 t/日 (繊維くず)	
エ 破碎施設 (破碎機 No. 3) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1187 号)	68.2 t/日 (金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類) 71.9 t/日 (金属くず) 62.7 t/日 (ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず) 64.9 t/日 (がれき類)	
オ 破碎施設 (破碎機 No. 4) (設置年月日 平成 30 年 10 月 29 日)	0.27 t/日 (ゴムくず)	
カ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設) (設置年月日 平成 17 年 2 月 3 日)	4.8 t/日 (廃プラスチック類 (軟質 な廃プラスチック類に限る。)、紙く ず)	
キ 破碎・分離施設 (破碎・分離施設) (設置年月日 平成 23 年 6 月 1 日)	5.4 t/日 (ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボー ドに限る。))	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	30.2 t/日	破碎機 No. 1
破碎施設一式	30.1 t/日	破碎機 No. 2
破碎施設一式	71.9 t/日	破碎機 No. 3
破碎施設一式	0.27 t/日	破碎機 No. 4
破碎施設一式	73.8 t/日	破碎機 No. 5
圧縮・梱包施設一式	4.8 t/日	圧縮・梱包施設
破碎・分離施設一式	5.4 t/日	破碎・分離施設